平成２２年（フ）第３３１９号
名古屋市西区五才美町95番地　ファイビービル203号
債務者　小出由美子（旧姓湯澤・河田）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９２号
愛知県北名古屋市徳重小崎40番地　メゾン小崎201号
債務者　鈴木　倫紀
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９７号
愛知県小牧市山北町32番地１　スカイルコスモスＤ棟201号
債務者　村上　　旭
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５３７号
愛知県常滑市大野町３丁目71番地
債務者　櫻井　正導
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６４７号
大阪市東成区大今里南２丁目９番20号
債務者　阪口　　厚
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６０号
大阪府東大阪市新池島町３丁目７番10―301号
債務者　三浦　良子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５３号
大阪府吹田市南清和園町22番２号、事業所所在地大阪府吹田市高浜町５―２
債務者　ヒーリングサロン・アンセスこと　近藤　祐子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４９２号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目９番12―501号
債務者　黒田　輝久
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１１号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目３番８―406号
債務者　児島　一枝
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５３３号
大阪市東成区中本５丁目13―８―1001、住民票上の住所大阪市西区九条南３丁目30番10―815号
債務者　片桐　幸美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７０号
大阪市西区立売堀４丁目５番11―602号　長村方
債務者　青木　友美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６９６号
大阪市城東区森之宮１丁目４番1312号
債務者　鈴木　彩乃
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７１７号
大阪府東大阪市足代３丁目10番５号　エスペランスＫＡＭＯ３番館303号
債務者　泉本　雅美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７４５号
大阪市西淀川区野里２丁目22番８―101号
債務者　松島　隆子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７１号
大阪市住之江区緑木１丁目３番２―305号
債務者　西　　一彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８３８号
大阪府大東市南津の辺町18番15号　コスモピア野崎401号
債務者　馬籠　　実
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８９４号
大阪府門真市石原町３番４―102号
債務者　西海としの
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部